

平成22年6月11日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

出席議員(18名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
教育長	米川稔君
教育課長	亀井純君

いて（朗読説明）

- 日程第 18 議案第 40 号 平成 22 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
（朗読説明）
- 〃 第 19 議案第 41 号 平成 22 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について
（朗読説明）
- 〃 第 20 議案第 42 号 平成 22 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につい
て（朗読説明）
- 〃 第 21 議案第 43 号 平成 22 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について（朗
読説明）
- 〃 第 22 議案第 44 号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。 ██████████ さんです。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番高橋利典議員、7番渋谷秀夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの6日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、あいさつと行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

最初に、資料にはございませんが、3件ほど報告をさせていただく事項がございます。

一つ目は、第五小学区における留守家庭児童学級の開設についてでございます。

第五小学区につきましては、利用希望児童がふえ、保護者や地域の方々から地元開設の要望が出されておりました。これまでなかなか利用できる施設の確保ができず、開設できませんでしたが、地域の利用者の方々、関係機関との調整を行い、ことし7月より農村婦人の家

で開設できる運びとなりました。保護者や地域の皆様のご協力のもと、今後とも子育て支援の充実を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目は、低価格入札対策についてでございます。

議会及び入札監視委員会からのご提言により、平成22年度4月から、低価格入札対策として、業務委託契約、工事請負契約につきまして最低制限価格を設け、入札を執行しております。設定内容は、業務委託契約につきましては消費税相当額を含まない設計額の50%、工事請負契約は従前の調査基準価格相当額としているところであります。今後も引き続き入札契約事務の改善を図ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目は、社団法人宮城県サッカー協会より、無償貸付しております松島フットボールセンターを、7月中旬から、一部一般町民への開放を始めたいという話を受けました。現在、町は、宮城県サッカー協会及び松島町体育協会と、施設の料金体系等を含め、地域全体の活性化を目的とし、可能な限り多くの町民の皆様に公平に利用していただくため、最終的に協議をしているところでございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が2件、条例等が7件、平成22年度補正予算が6件、それに人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成22年3月3日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。第1回松島町議会定例会を3月3日から17日までの会期をもって、平成22年度一般会計予算案等の議案をご審議をいただき、承認をいただきました。

3月25日には、県営湛水防除事業幡谷地区完工式に出席いたしました。

3月28日には、東北本線松島駅新駅舎落成記念セレモニーに出席し、新しくなった松島の玄関口として大いに期待をしているところでございます。

3月31日には、松島町建設審議会を開催し、長期総合計画第3次基本計画の基礎調査の結果と検討スケジュールを説明し、意見をいただいております。

新年度になりまして、4月7日には、演歌歌手の水森かおりさんの新曲「松島紀行」発売記念イベントに参加しました。今後、歌を聞いた方々が、松島に観光等で訪れていただくことを期待しております。

4月9日には、町内各幼稚園、小学校及び中学校において、入学・入園式が行われました。

4月21日には、町議会の櫻井議長に同行をお願いして、東京エレクトロン本社を訪問し、

松島工場での操業継続を要望してまいりました。

4月26日には、行政区長会議を役場で開催し、今年度の施政方針及び事業内容を説明し、また、地域の状況等について意見・要望をいただいております。

5月14日から23日までは、村井宮城県知事を団長とする宮城県ヨーロッパ・ロシア訪問ミッションに、観光関係者として本町から副町長ほか3名が参加して、宮城県とロシア・ニジネゴロド州の経済協力協定締結書の署名にも立ち会うとともに、州政府主催レセプションにおいて松島のPRコーナーを設置し、シャンツェフ知事をはじめとする州政府の幹部に対して松島の観光PRを行ってまいりました。また、モスクワで行われたロシア連邦政府スポーツ観光省幹部との会談では、日ロ観光交流促進協議会の松島開催の提案を受けるなど、大きな成果を得ることができました。

5月16日には、観光親善大使として歌手の速水けんたろうさんの任命式を行い、速水さんからは、「歌手活動で回る全国で松島の魅力を宣伝したい」と心強い言葉をいただきました。

5月26日には、臨時議会を招集させていただき、専決処分の承認と松島町環境美化の促進に関する条例の全部改正等についてご審議をいただき、承認をいただきました。

5月28日には、中国吉林省交流訪問団が来町し、観光案内を行い、国際交流を深めました。

6月6日には、町民ふれあいスポーツ大会を開催いたしました。425人の方々に参加をいただき、各種スポーツに汗を流し、楽しんでいただきました。

6月8日には、中日フィンランド大使が来町し、観光案内等を行いました。

次に、要望等でございますが、4月16日及び4月27日に、民主党幹事長、文部科学大臣など関係機関に対しまして、松島第一小学校体育館建設に係る要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○議長（櫻井公一君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。出納検査、監査の報告についてであります。3月23日、4月28日、5月24日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願、意見書等の受理は1件であります。内容は、記載のとおりであります。

3. 請願、意見書等の処理は5件であります。内容は、記載のとおりであります。

4番目に、行政視察であります。5月20日に富山県上市町議会が来町しております。

5に会議等であります。3月3日の平成22年第1回松島町議会定例会を含め総件数44件、各

種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

それでは、宮城東部衛生処理組合議会の3月定例会についてご報告をさせていただきたいと思っております。

会議は3月の25日木曜日午後3時から、宮城東部衛生処理組合事務所3階の大会議室で行われました。8名全議員が出席して行われております。会期につきましては、3月25日1日間ということになります。

行政報告といたしまして、管理者の菊地健次郎多賀城市長から、平成21年度ごみの搬入状況及びダイオキシン類濃度の測定結果について、資料に基づきまして報告がされております。また、各施設の運転状況について、大きな変化もなく良好に稼働している旨の報告がされました。

付議されました事件につきましてご報告をいたします。

まず第1号議案でございますが、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということございまして、これは本町議会の3月定例会で本町でも審議されております内容とほぼ同じ内容であると思っております。月60時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、その支給割合の差額分となる100分の25について、1日または4時間単位として時間外勤務代休時間を指定できるよう新たな規定を設けた内容でありました。

第2号議案につきましては、平成21年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算でございまして、歳入歳出それぞれ156万5,000円を減額し、予算総額を9億9,825万4,000円としたものであります。主な補正の内容では、歳出で、育児休業の取得による人件費の減、さらには職員健康診断等委託料の執行残、塵芥処理費の委託料の減などとなっております。また歳入では、受託事業収入といたしまして、塩釜市の焼却炉の定期整備にかかわりまして可燃ごみ173トンの処理費用52万円を計上した内容でありまして、全体で財政調整基金からの繰入金208万5,000円を減額するという内容になっております。

第3号議案につきましては、平成22年度宮城県東部衛生処理組合会計歳入歳出予算ということですが、総額8億2,100万円で、前年比1億6,800万円の減となっております。減

額の主たるものは公債費で、前年比で1億7,617万9,000円の減額であります。これは、塵芥処理施設整備事業債の平成6年度借入分の償還が平成21年度で終了したことによるものでございます。ちなみに、平成13年度借入分以降の元利未償還残高は、当年度末で9億525万3,000円となる見込みでございます。その他歳出において前年度に比較しての主な相違点は、一般管理費で職員の育児休暇取得による人件費が232万5,000円の減額、それに対しまして臨時職員の賃金168万7,000円がみな増となっております。また、塵芥処理費では、技術補佐員1名の定年退職者がありまして人件費で406万1,000円が減額となったのに対しまして、臨時職員分188万3,000円がみな増となっております。委託料では第五次一般廃棄物処理基本計画、平成18年から32年度の計画でございますが、この5年ごとの見直し業務が委託されることになっております。そのほか焼却炉等の定期整備等の工事請負費で1,253万1,000円の増となっていることなどであります。歳入では分担金及び負担金が前年に比較し1億6,777万8,000円と大きく減額しておりますが、これは歳出で述べました公債費の減額によるものでございまして、塵芥処理施設整備事業等にかかわる普通交付税算入分、多賀城市の特別負担金の減額によるものが主なものとなっております。1市3町の負担金は、均等割15%、人口割35%、実績割50%の割合で算出をされることになっておりますが、平成22年度の本町のごみ処理費用負担金は9,468万円、投資的経費の負担金は899万4,000円で、合計1億367万4,000円となり、1市3町の負担金総額の14.24%の負担率となっております。

以上三つの議案が審議をされ、それぞれ全員賛成で可決をされております。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 塩釜地区環境組合の3月定例議会について報告いたします。

組合議会は、3月24日1日を会期として開催され、1. 行政報告、2. 22年度予算についての報告、提案、質疑等がなされました。審査の結果は、すべて原案が可決されました。その内容の大筋についてご報告いたします。

1. 行政報告における組合業務の実績について

し尿及び浄化増汚泥の搬入実績は、平成21年4月から22年2月までに各市町より搬入された総量は1,201万4,750キログラムであり、昨年の同月比で35万9,410キログラム、約2.9%の減でありました。

2. 斎場について

平成22年2月末現在における利用実績合計で1,830件、前年同月と比較いたしますと18件の増加となっております。塩釜地区の2市3町に限ってみますと、1,461件であります。同年同月比で見ますと48件の増加となっております。

3. 平成22年度予算について

歳入歳出総額は、それぞれ3億9,400万円であります。前年比で476万円、率で1.2%の減となっております。歳入の内容であります。構成市町の市町負担金は3億4,977万3,000円で、歳入全体の9割を占めています。前年比は、475万7,000円で1.3%減となっております。歳入の内訳は負担金、使用料であり、し尿処理に係る負担金3億2,049万6,000円、同使用料172万円、火葬場の管理運営に係る負担金2,327万7,000円、同使用料3,240万円であります。歳出の内容であります。議会費はほぼ前年同額の266万7,000円、総務費は職員の昇給で一部増加が見られます。しかし、消耗品の節減、派遣職員人件費負担金の減額があつて、前年比62万1,000円の減となり、4,188万2,000円が計上されました。衛生費においては1億7,977万円の計上で、需用費や設備点検整備費業務などこれまでの実績を踏まえての見直しを行うなど、経費削減が認められました。対前年比では2.3%減、420万5,000円となっております。火葬場は5,577万8,000円が計上され、経年劣化の著しい火葬炉のタイル交換やバーナー部分の保守点検など経費の圧縮に努力しているようであります。斎場管理費合計で前年比20万5,000円が減額となっております。公債費は前年同額の1億6,945万3,000円が計上され、歳出全体の約43%となっております。これは、施設建設の元利償還金であります。

4. 火葬場建設基本計画策定業務の進捗状況について

昨年10月27日にコンサルに調査業務を委託しております。この業務に関しては、昨年度の火葬場移転候補地選定業務により次期火葬場の建設適地として選定された利府町赤沼地区における火葬場建設の詳細な候補地を検討するとともに、施設規模や造成などの基本的な事項について取りまとめた基本計画をコンサル並びに対象地区の利府町と連携を図りながら調査検討を進めているものであります。組合議会を終えての3月31日には成果品が提示されるとのことであります。本年度の調査委託費は600万円で、前年の経過を踏まえ、火葬場建設基本計画に基づく建設位置に対し測量や環境調査など必要な現地調査を行うものとされております。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 請願第1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、請願第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第1回定例会に請願が提出され、継続審査となって第1常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査報告を求めます。6番高橋利典議員。

○6番（高橋利典君） それでは、第1常任委員会の請願審査の報告をいたします。

件名、請願第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願。

2、審査の期日・場所は、平成22年4月15日、5月24日、5月26日、いずれも第1委員会室です。

出席委員は、第1常任委員会のメンバー、以上のとおりであります。

4、出席を求めた者。請願者塩釜民主商工会婦人部■■■■■■氏ほか3名であります。紹介議員として、今野 章議員が出席しております。

5、採決の結果、全員一致で不採択とすべきものと決せられました。

6、審査、陳情の概要。平成22年3月3日に当委員会に付託された請願第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願について、請願者の塩釜民主商工会婦人部から請願の趣旨及び内容について説明を受けました。その説明の概要は、次のとおりであります。

中小業者の大部分は、事業主とその家族の労働によって営業を維持している。業者婦人や家族従業者も経営者同然に働いているが、所得税法第56条の「配偶者とその親族が事業に従事した場合、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により家族の働き分（給与）は必要経費として認められていない。家族の働き分は事業主の所得に合算されるため、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合50万円となっている。例えば、家族従事者として子供に小遣いとして月10万程度の支払いはしているが、自分名義での車の購入ができない、ローンが組めないなど社会的・経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。交通事故の所得補償でも家族従事者は日額2,300円しか認められていないという事例もあり、少々の痛みを我慢しても仕事に従事している現状であり、多くの

不利益や差別を受けている。税法上では青色申告にすれば働き分（給与）は経費にできるが、記帳義務づけされており、多くの自営業者は朝早い時間から夜遅い時間までを労働時間にとられている。自己流での記帳で対応しているが、青色申告に備えつけるべき帳簿の記帳までの時間につくれないことや、多くが零細企業で事務員や税理士を雇う余裕がないのが現状である。また、青色申告は税務署長への届け出が条件であり、税務署長の一方的な判断でいつでも取り消すことができることになっており、本当の意味での働き分を認めているとは言えない。税は個人課税が原則であり、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。白色申告を選択しても元気で商売が続けられるよう、所得税法第56条の内容を実態に合ったものに改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める旨、説明を受けました。

7、委員会審査の内容。請願第1号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願について、請願者である塩釜民主商工会婦人部から説明を受け、質疑などを行い、審査をしました。請願の趣旨は、所得税法第56条「事業から対価を得る親族がある場合の必要経費の特例」を実態に合ったものに改正し、必要経費として算入するとともに、支払いを受けた対価を青色申告と同じように白色申告にも給与として認めてほしいということであります。しかし、本来給与とは、雇用関係があり、その労務の対価として支払われるものをいうもので、居住者と生計を一にする配偶者やその他の親族にはその関係がなく、所得の計算上は必要経費には算入しないとしている所得税法57条「事業に従事している親族がある場合の必要経費の特例など」として、税務署長の承認を得て一定の帳簿書類を備えつけたものについては必要経費として認め、専従者への支払対価についても給与として認めようとするものであり、白色申告にも同様の取り扱いを認めることは公平性を阻害する恐れがある。所得税法は青色・白色を問わず所得の申告書を提出しなければならないと義務づけており、税の不公平性を招かないように税務職員に調査権も付与しており、推計による更生または決定による課税も可能にしている。白色申告者にも記帳の義務づけがあり、このように考えると、青色申告による有利な確定申告の方法を選択すべきであり、所得税法56条の廃止はかえって不公平な取り扱いを招きかねないとの結論に達し、全員一致で本請願を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は不採択とすべきものでありますので、初めに原案に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願、こういうことございまして、ただいま第1常任委員会の委員長の方から報告がございましたように、第1回目の委員会の際に関係者からのお話を聞いていただきまして、請願の趣旨については十分にご理解をいただいたところだと思っております。なお、県議会や隣の利府町などでも同趣旨の意見書を採択して、国に意見を送付しているということなどもございまして、当然本町委員会におきましても採択をしていただけるものと確信をしていたわけですが、残念ながら全員一致で不採択と、こういうことになったことに非常に残念でならないという思いでなりません。

委員長報告の中にありましたように、まさにこの第1常任委員会で代表者が、塩釜民主商工会の婦人部の代表者の方が述べた趣旨、書いてあるとおりだというふうに私も思うわけがあります。中小商工業者、自営商工業者の多くというのは地域経済の担い手として、これまでも日本の経済発展あるいは地域の経済発展に大変な貢献をしてきたというふうに思っております。そしてこの自営商工業者の多くが夫や妻さらには息子、娘などの家族ぐるみの労働によって支えられてきたと。そしてその収入は家族ぐるみの労働によって、家族の役割分担の成果として得られているものだというふうに言うことができるのではないかと思います。ところが、この自営商工業者を支える家族ぐるみの労働、家族従業者の働き分いわゆる自家労賃というのは、所得税法第56条、先ほどもありましたけれども、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と、そういう規定によりまして必要経費として認められていないというのが現状でございます。事業所得というのは総収入金額から必要経費を差し引いた金額でありますから、家族の働き分に対しまして報酬給料を払っても必要経費として認められない。こういうことになれば、それは商工業者に重税を押しつけているということになるのではないかと思います。そのために昭和36年のこの所得税法改正で、第57条の3というのが付け加えられたんですかね。現在では配偶者で86万、その他の家族で50万というわずかな金額を事業主の所得から控除として認めるというふうに改正をされたわけでありまして。このわずかな控除額が家族従業者の所得とされるということから、

先ほどの報告にもありましたように、車を買うにもローンが組めずに自分名義の車が持てなかったりとかですね、それから交通事故の所得補償でも家族従業者の日額が非常に低いと、こういうことで無理して働いているという現状などもある。さらには産前産後の産休が、休暇が十分にとれないために体を壊してしまう。そういったような社会的、経済的な不利益がさまざまな形でもたらされているわけであります。このような不利益をなくす意味でも、家族労働を必要経費として認めていくということが私は妥当であるというふうを考えるものでございます。

また、日本でこの所得税が創設をされましたのは明治20年でありますけれども、当時の家父長制度のもとで家族全体の所得を合算して戸主の名義で納税をさせると、そういう方法が当時とられていたわけであります。戦後の新しい憲法のもとでは、すべて国民は個人として尊重されるという原則に立ちまして、所得税を含む国税は大きく変わりました、個人単位の課税、申告納税制が原則となったのであります。が、しかし、所得税法56条は、恣意的な所得分配の恐れがあるというようなことを掲げまして、課税側の意向や明治時代のこの残渣、名残としてこういった法律が残って現在に至っているというふうに見ることができると思います。現在は法制定時と比べましても時代も大きく変化をいたしまして、国民の考え方も家単位から個人単位へと変化をしてきておると思います。また、働き方など経済のありようも大きく変化してきました。そういう意味でも今こそこの憲法の原則に立ち返って、所得税法56条は見直しをすべきですし廃止をされるべきものであるというふう考えるものであります。

さらに、青色申告にすれば給料を経費とすることができるという考え方もあります。実際にそのようになっておりますが、本来白色申告が原則でありまして、青色申告は特典の付与と引きかえに納税者を課税側の裁量のもとに置く制度となっているのではないかと考えるものであり、運用次第では課税側と納税者の対等な関係を侵害し、納税者の権利を形骸化する危険性をはらんでいると言えるのではないかと思います。

今、派遣労働など女性や若者の働きぶりに見合った対価がきちんと支払われていない。そのことが格差社会を生みだした要因として大きな問題になっております。一人一人の働き分を正当に評価することは人権を守ることにつながるものであり、自営業の家族従業者にとって自家労賃を認めていない所得税法56条の見直しは人権の回復とも言えるものであり、本請願は採択をされるべきものと考えられるものでございます。ここにご参会の議員各位の賛同を心からお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 賛成の立場から討論に参加させていただきます。すみません、間違えました。反対の立場から討論に参加させていただきます。

ただいまお示しされたように、我々も零細企業の方々からご意見を聞きました。その中で、多くの企業そのものが事務員や税理士、その辺は理解はするものでございます、委員会としてもですね。やはり記帳まで、時間がつくれない、そういうものが我々委員会としては大きな問題。それとともに、ただいま委員長が報告したとおり、白にしても青にしても報告者の記帳の義務があり、これを考えると、やはり青色申告による有利な確定申告の方法を選択すべきであるという意見が大きな意見だったと思います。それをかえって、そういうことに、やはり青色申告なんかして税の不公平な取り扱いを招くような形になるということで我々は意見として集約したものでございます。

以上で反対討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声ありますので、討論なしの声あり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、請願第1号「中小企業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」の採択を求める請願については、不採択とすることに決定されました。

日程第5 陳情第1号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、陳情第3号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活

関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 陳情第1号

「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情について

陳情者 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省東北地方整備局内
国土交通省管理職ユニオン東北支部
執行委員長 堀 井 寿

陳情の趣旨

平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会は、地方分権改革の推進として相次いで勧告を提出しています。第4次勧告では「直轄事業制度の改革に向け、国の直轄事業範囲の限定、関係する国の出先機関の縮減・廃止などについて直ちに工程表を作成し、速やかに取り組むべきである」としています。

このような地方分権改革に対しては、地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせる地方切り捨てに拍車をかけることや、近年の異常気象による局地的豪雨、台風の大型化や頻発する地震などの災害から国民の安全・安心が守られないのではないかとの強い危惧を持っています。

地域住民が安全・安心・快適に暮らせる社会資本整備と管理のため、防災・生活関連予算の拡充は必須であり、かつそのことが地方の中小建設関連業者の経営安定、雇用情勢の改善につながっていくものと考えます。

国民の生活と財産を守ることは国の責務として存続するよう、以下の項目について意見書を政府等へ提出いただきますよう陳情いたします。

記

1. 「地方分権」「地方主権」については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
2. 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。
3. 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整

備局・事務所・出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしの声あり、異議なしと認めます。よって、陳情第1号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の採択を求める陳情については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 報告第1号 平成21年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、報告第1号平成21年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 報告第1号

平成21年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 報告第1号平成21年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

3款民生費2項児童福祉費の子ども手当事務処理システム改修業務につきましては、国の2次補正予算に盛り込まれた事業であります。年度内完了が見込めないために繰り越した事業であり、12月下旬に完了する予定であります。

7款商工費1項商工費の三十刈地内バリアフリー公衆トイレ整備事業は、年度内完了が見込めないために繰り越した事業であり、今年度内に完了する予定であります。

8款土木費5項都市計画費の下水道事業特別会計繰出金につきましては、下水道事業特別会計で繰り越しをしております三十刈地内下水道整備事業の財源としてまちづくり交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金を繰り出すために繰り越したものであります。10月下旬に繰り出す予定であります。

9款消防費1項消防費の全国瞬時警報システム整備事業につきましては、国の1次補正予算に係る事業として年度内完了が見込めないために繰り越した事業であり、12月に完了する予定であります。

10款教育費2項小学校費の理科教育等備品購入につきましては、年度内に納品が不可能なために繰り越した事業であります。5月上旬に納品となっております。

2款総務費1項総務管理費の松島フットボールセンター無床体育館耐震化事業ほか13事業につきましては、国の2次補正予算に係る事業のうち地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として年度内完了が見込めないために繰り越した事業であります。すべて12月までに完了する予定であります。

以上で、一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 報告第2号 平成21年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、報告第2号平成21年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 報告第2号

平成21年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 報告第2号平成21年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の初原準幹線築造その2工事につきましては、工法検討に時間を費やしたために年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。5月下旬に完了しております。

三十刈地内下水道整備事業につきましては、国の1次補正予算に係る事業として年度内完了が見込めないために繰り越した事業であります。10月下旬までに完了する予定であります。

以上で、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第8 議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第30号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第30号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第30号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正により、配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができること及び3歳に満たない子のある職員が時間外勤務の制限の請求をした場合には時間外勤務をさせてはならないこと等について、条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（朗読
説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第31号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第31号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業状況の有無にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができること等について条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第32号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（朗読
説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第32号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第32号

松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

松島町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第32号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、昨年の固定資産税の課税誤りによる還付手続が平成22年4月8日ですべて完了したため、町政執行の責任者として1月分10%の町長の給料を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第33号 松島町手数料条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第33号松島町手数料条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第33号

松島町手数料条例の一部改正について

松島町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第33号松島町手数料条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

平成22年7月5日より戸籍の電算稼働に伴い、松島町手数料条例の別表の一部を改正するものです。具体的には、これまでの戸籍の謄抄本等の交付に加え、磁気ディスクから出力した戸籍の証明書の交付を加えるものでございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第34号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第34号松島町国民健康保険条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第34号

松島町国民健康保険条例の一部改正について

松島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第34号松島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、国民健康保険法の一部改正により引用条文の条ずれが生じたために条文の整理をするものであります

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第35号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第35号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第35号

松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第35号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律において、短期雇用特例被保険者に関する規定が改正されたことに伴い、本条例において引用している条文の改正を行

うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第36号 宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第36号宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第36号

宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について

多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の1市3町で構成する宮城中央地区視聴覚教育協議会を平成23年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第36号宮城中央地区視聴覚教育協議会の廃止について提案理由を申し上げます。

宮城中央地区視聴覚教育協議会は、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の1市3町が視聴覚教育に関する事務を共同して管理、執行することを目的に昭和43年に設立し、事業を展開してきました。視聴覚教育も既に41年を経過し、情報技術の急速な発展、技術の革新により手軽に視聴できる時代に変化してきています。

このような状況から、より時代にあった形への転換が求められてきています。

宮城中央地区視聴覚教育協議会の運営に関して、これまで廃止を視野に入れた検討がなされており、平成22年1月には廃止に向けた手続きを進めることで、構成市町の首長が合意をしております。

なお、協議会廃止後の視聴覚教材は、宮城中央地区視聴覚教育協議会規約第29条により構成市町協議の上その事務を継承するとされており、協議会の事務局である多賀城市が貸出業務を継続して行う予定です。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事進行上休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第15 議案第37号 工事請負契約の締結について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第37号工事請負契約の締結について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第37号

工事請負契約の締結について

平成22年5月28日入札に付した普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋健男

記

- | | |
|----------|---|
| 1 工 事 名 | 普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金4,798万5,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
メタウォーター株式会社東北営業部 |

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第37号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

雨水ポンプ場の施設老朽対策として、普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新工事について工事請

負契約を締結するため、地方自治歩第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、引込受電盤、変圧器盤、低圧主幹盤等の工事であり、工期は平成23年6月末を予定しております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第38号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第38号平成22年度松島町一般会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第38号

平成22年度松島町一般会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億655万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第38号平成22年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の財源率の変更に伴う人件費並びにふるさと寄附金による学校図書購入等の経費を補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

2款総務費1項3目広報広聴費につきましては、緊急雇用創出事業の追加交付に伴い、後

方業務等支援事務補助員の賃金を補正するものであります。

8目企画費につきましては、5月に補助事業者から寺町構想景観整備事業の実施についての事前協議を受け、今回整備内容等が決定したことに伴い、その経費について補正するものであります。

7ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、緊急雇用創出事業の追加交付に伴い、行政事務補助員の賃金を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業「自主防災組織育成事業」の採択に伴い、総務省・消防庁で推進している地域防災スクールモデル事業を実施するため、自主防災組織が各小学校で行う体験訓練に係る経費を補正するものであります。

15ページまでにわたります。

10款教育費2項2目教育振興費、3項2目教育振興費、6項1目幼稚園費の備品購入費につきましては、4月30日にふるさと寄附金として寄附者より学校関係の図書購入費や学校関係経費として役立てていただきたいとの意向にて寄附を受けたことから、一部を図書購入費として補正するものであり、また、一部を小学校体育館建設費に充当するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

16款県支出金2項4目労働費県補助金につきましては、平成21年度から宮城県に基金を造成し実施しております緊急雇用創出事業について、今年度実施事業の追加募集に伴い交付されるものであり、松島町といたしましては歳出でご説明した後方業務等支援事業ほか1事業となっております。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、歳出でご説明いたしましたふるさと寄附金であります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、歳出でご説明した地域防災スクールモデル事業に伴うものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金からの繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第39号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第39号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第39号

平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,326万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第39号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の財源率の変更に伴い人件費を補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第40号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第40号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第40号

平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,008万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第40号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の財源率の変更による人件費並びに施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を補正するものであります。

なお、施設開設準備経費助成他億別対策事業費補助金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金は、現在、地域密着型サービスの指定候補者を選定する準備を行っており、選定された事業者が開設時から安定した質の高いサービスが提供できるよう体制整備を支援するために、かねて宮城県に補助金の申請書を提出しておりましたが、このたび内示を受けたものであります。これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第41号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第41号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第41号

平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,424万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月11日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第41号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、共済組合負担金の財源率及び雇用保険料の変更に伴い人件費等を補正し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第42号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第42号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第42号

平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億343万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月11日提出

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第42号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の財源率の変更に伴い人件費を補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第43号 平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第43号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 議案第43号

平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成22年度松島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度松島町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款水道事業費用、既決予定額5億8,286万8,000円、補正予定額115万9,000円、計5億8,402万7,000円。

科目、第1項営業費用、既決予定額5億6,426万4,000円、補正予定額115万9,000円、計5億6,542万3,000円。

上記以外の予算、既決予定額1,860万4,000円、補正予定額ゼロ、計1,860万4,000円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように定める。

科目、職員給与費、既決予定額5,055万7,000円、補正予定額115万9,000円、計5,171万6,000円。

平成22年6月11日提出

ついてご同意をいただきたく、提案を申し上げるものであります。

高松力男氏は委員としてふさわしい方でありますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしの声あり、異議なしと認めます。

これより議案第44号の採決を行います。

採決の方法については無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしの声あり、異議なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

それでは投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、1番緑山市朗議員、2番佐藤皓一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1番緑山市朗議員、2番佐藤皓一議員、開票立会をお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（高平功悦君）

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

可とするもの 17票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第44号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） 本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、14日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午前11時45分 散会